

第3章 健康被害

1 伝染病の発生

中学2年生のA男は、9月下旬より咳等を訴え医療機関を受診したが風邪と診断された。その後、市販薬などで症状を抑えながら通学を続けていたが、12月中旬になっても咳、息切れ、発熱、体重減少等の症状が続くことから学級担任が養護教諭に相談し、医療機関に再受診を勧めたところ、結核と診断された。

1 事例の分析と課題

- (1) 症状が長期間継続していることから、結核に感染していることも考えられるので、早急に医療機関への受診を勧める必要がある。
- (2) 結核と診断された場合は、保健所の指導の下に今後の対応が求められるので、診断後、速やかに保健所に連絡し、指導と協力を要請して感染拡大防止を最優先することが大切である。また、校長は、医師の指示により、出席停止の措置を講じなければならない。
- (3) 結核の診断・調査・治療は長期にわたることがあるので、転校・卒業後の連絡先等の把握が必要となることがある。

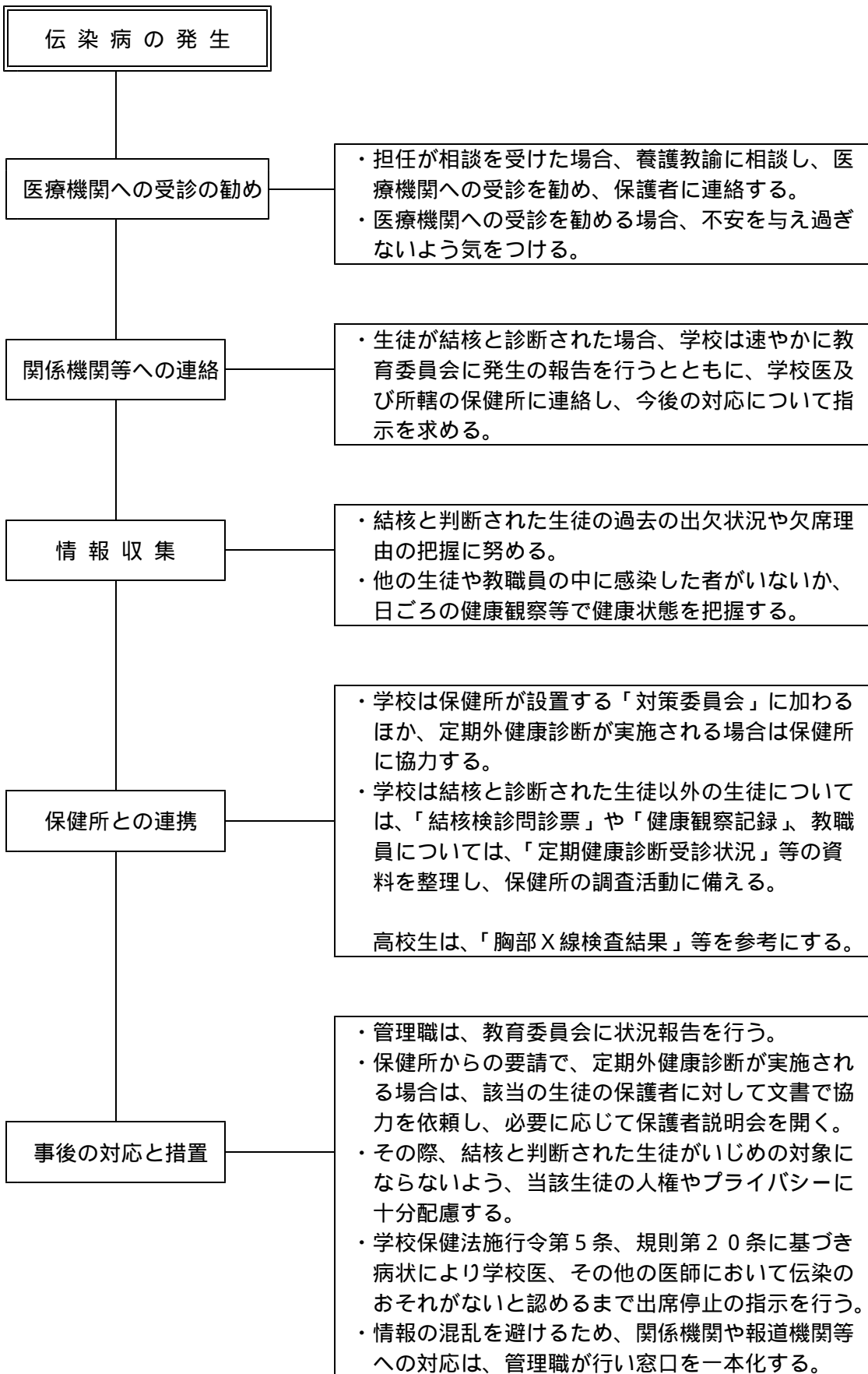
2 未然防止のポイント

- (1) 生徒の健康管理
 - ・教職員は、日ごろから生徒の健康観察に気を付け、病状が激しい場合や症状が長期化している場合は、養護教諭に相談する。
 - ・既往症等からみた要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。
- (2) 教職員の健康管理
 - ・教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が非常に高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を早い時期に必ず受診し、有症状時には早期に受診をする。
- (3) 保健指導の充実
 - ・学校医や保護者との連携により、生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。
- (4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備
 - ・患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
 - ・保護者に対し、生徒が伝染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

【参考】

「学校保健・学校安全の手引き」(熊本県教育庁体育保健課)

3 緊急対応のポイント



2 給食による食中毒

A小学校において、多数の保護者から、嘔吐・発熱・下痢等の症状による欠席連絡が相次ぎ、登校した児童の中にも、朝の健康観察時で同様の症状を訴える児童が見られ、早退者も続出した。その後、症状を訴える児童を診察した医師から食中毒の疑いがあるとの報告があった。

1 事例の分析と課題

- (1) 欠席者が数多く、また、欠席理由と健康観察時の児童の訴えから学校給食による食中毒の疑いが考えられる。
- (2) 学校給食による食中毒は、集団的・突発的に発生する機会が多いことから、保健所等の関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日ごろから、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、児童に対する衛生指導を充実する。

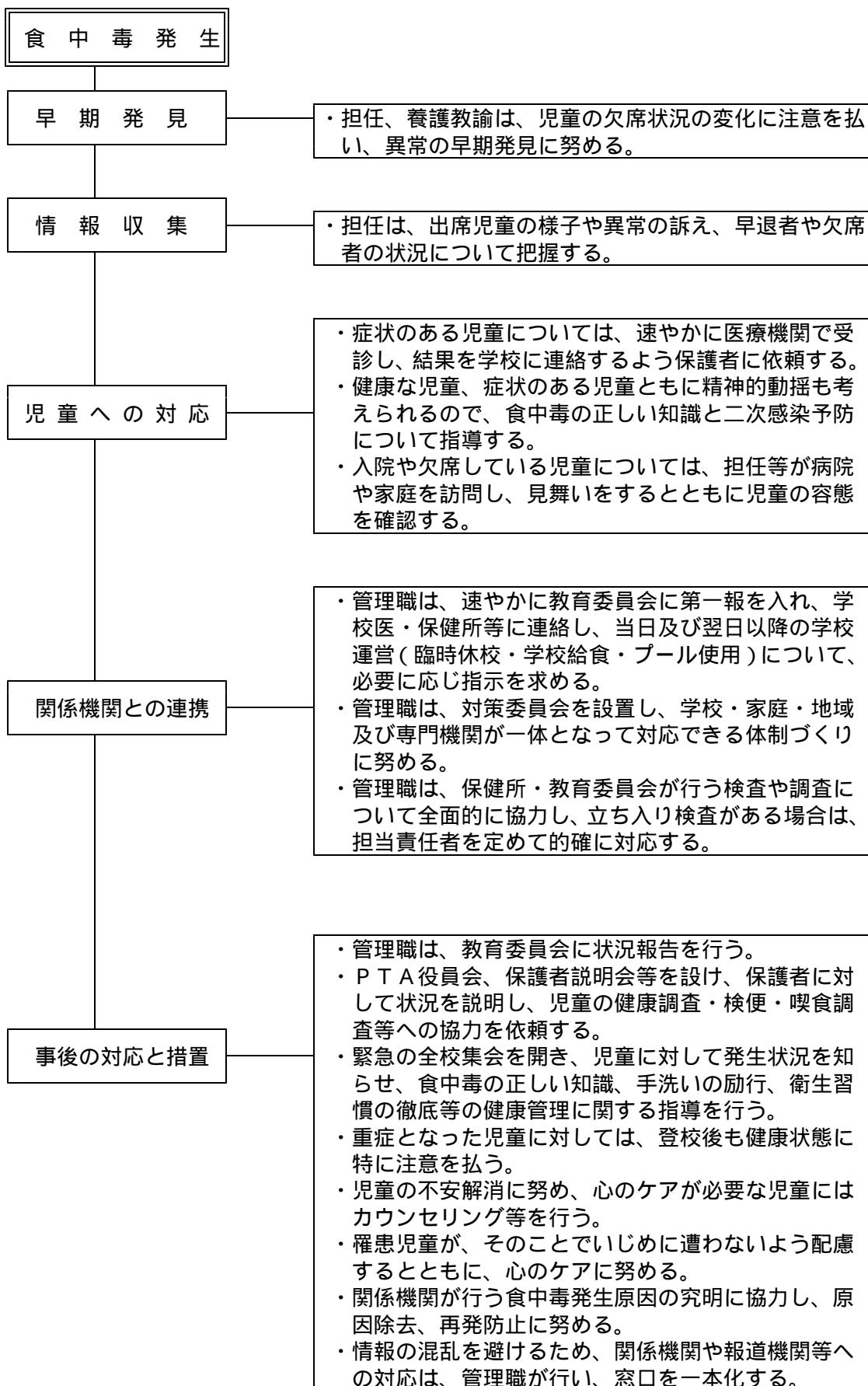
2 未然防止のポイント

- (1) 衛生管理体制の確立
 - ・管理職は、衛生管理責任者（学校栄養職員、不在校については調理主任等）に衛生管理を徹底させるとともに、作業工程表を作成させ、調理、配缶、配送を適正に実施させる。
 - ・学校栄養職員、給食調理職員の業務別研修を実施し、実践的衛生教育を積極的に指導し、衛生管理に関する具体的知識を身につけさせる。
- (2) 連絡網の整備
 - ・管理職は、給食による食中毒の発生が、学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。
- (3) 日常の健康管理の充実
 - ・担任、養護教諭は、日ごろから児童の欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、児童に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
 - ・保護者には、速やかな欠席連絡を行うよう徹底を図る。

【参考】

「学校保健・学校安全の手引き」(熊本県教育庁体育保健課)

3 緊急対応のポイント



3 給食の異物混入

A小学校において、校長が給食の検食をしようとして、汁から異臭がすることに気づいた。給食は、学校給食共同調理場から配送され、保管されていたものであった。

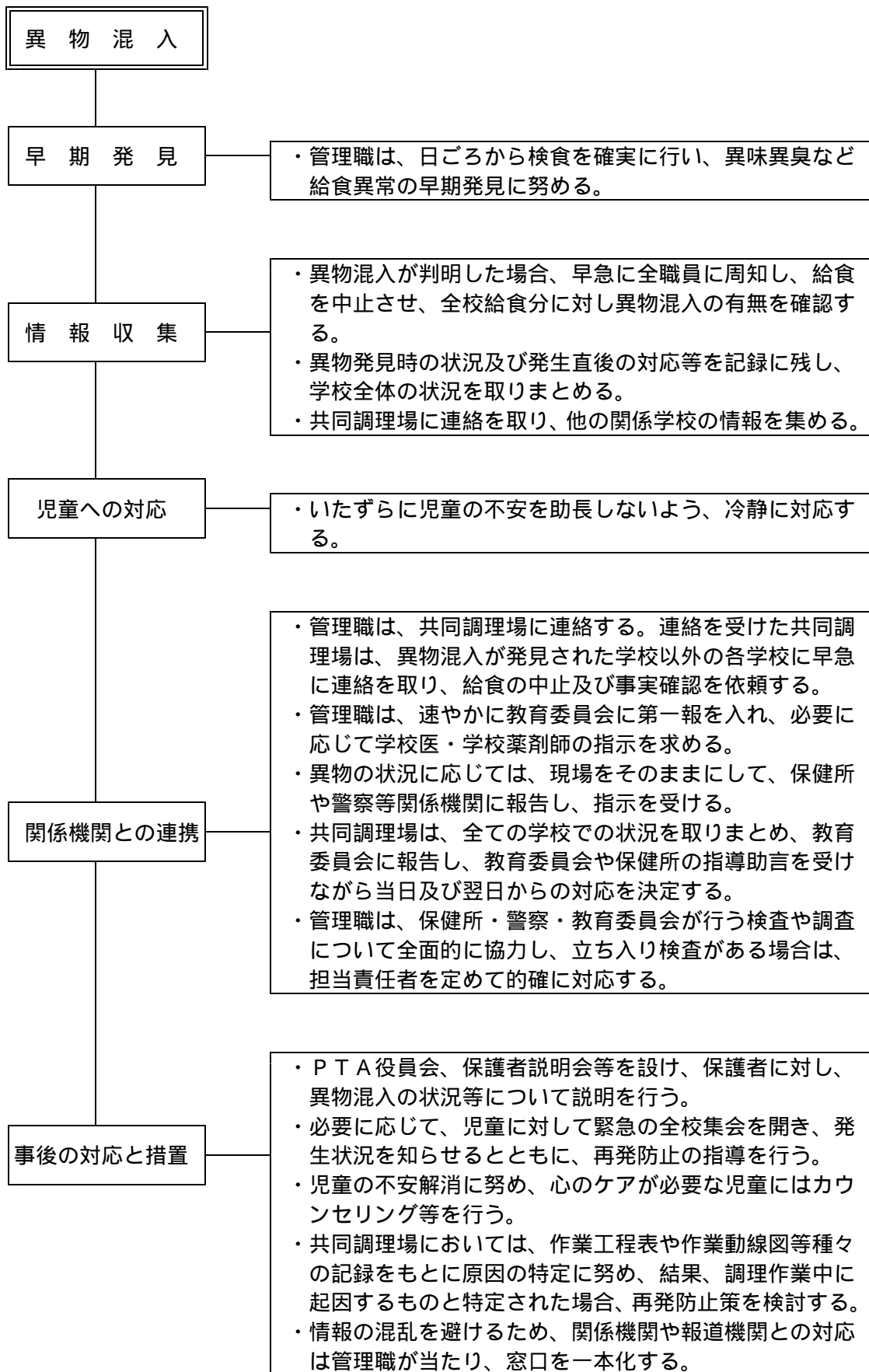
1 事例の分析と課題

- (1) 異臭の原因としては、通常の給食に何らかの形で食べ物以外の異物が混入したことが考えられる。
- (2) 異物混入の時期としては、調理中・配送前・配送後が考えられる。共同調理場や関係学校に連絡するとともに、関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日ごろから、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、児童に対する指導を充実する。

2 未然防止のポイント

- (1) 危機管理体制の確立
 - ・管理職は、給食での異物混入を想定し、校内体制を確立させておく。
 - ・調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、その原因等を分析したり防止する方法について、日ごろから注意を払っておく。
 - ・学校栄養職員、給食調理職員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、異物混入対策に関する具体的知識を習得させる。
- (2) 連絡体制の整備
 - ・異物混入の判明時期としては、配送前、配送後調理場での検食時、各学校での検食時、各学級での配食時、喫食時等が考えられる。それぞれの判明時期にどのように対応するか想定し、できるだけ早急に管理職等へ連絡できる体制を整えておく。
- (3) 検食の事前実施の徹底
 - ・各学校において、責任者（校長等）が児童の食事前に検食を行い、その結果を記録するよう徹底する。
- (4) 調理場での日常点検の徹底
 - ・食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底する。
 - ・調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・機具類、ビニール袋の切片等の使用前・後の点検を実施して結果を記録し、異物混入が起きないように最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入について予防する。
 - ・調理後配送までの管理を徹底する。
- (5) 学校における検収及び管理
 - ・学校への直送納物品については、検収を行った後、保存食（- 20以下、2週間）を取っておく。
 - ・配膳室等保管場所の衛生について十分配慮し、施設できる構造とする。
 - ・教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。

3 緊急対応のポイント



4 飲料水の汚染

A 小学校の養護教諭が、朝の日常点検で、水道水の遊離残量塩素測定を行うため、水を採取したところ、水の濁りと色の異常がみられ、臭い、味にもわずかな異常が認められたため、直ちにその旨を校長に報告した。

水道水は、毎日、給食の調理や食材・食器の洗浄、飲料水として使用している。

1 事例の分析と課題

- (1) 学校の飲料水は、学校の責任において管理し、「学校環境衛生基準」に基づいて点検を実施することになっている。特に、飲料水については児童生徒が直接口にするものであること、飲料水が原因となる疾病は集団的に発生すること、さらに生命にかかわる場合もあることから、異常が生じた場合には迅速な対応が求められる。
- (2) 汚染原因として、学校施設である受水槽・高置水槽の衛生管理や異物の混入等が考えられるので、日ごろから施設設備の点検整備に留意し、安全管理に努めることが大切である。
- (3) 市町村等の水道事業体から、学校施設である受水槽までの経路の途中で異物が混入した可能性も考えられるので、関係機関と連携を図り、対策を協議する必要がある。
- (4) 学校薬剤師及び関係機関の指導・助言を得て対処することが大切である。

2 未然防止のポイント

- (1) 日常点検の徹底
 - ・養護教諭や衛生管理責任者による日ごろの水質点検・管理を徹底し、点検後は記録に残し、保存する。管理者は必ずその記録に目を通す。
- (2) 定期検査の実施
 - ・飲料水の定期水質検査は、毎学年1回（水道水以外の井戸水等については2回）行う。
 - ・簡易専用水道等の受水槽については、1年以内ごとに1回定期的な清掃を行う。
 - ・受水槽や高置水槽、蛇口等の施設設備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時にあわせて行い、それに伴う修繕等適切な措置を講じる。点検結果は記録し保存しておく。
- (3) 飲料水の異常の早期発見
 - ・教職員及び児童には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときには、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

3 緊急対応のポイント

